

～まちづくりのための活動を支援します～

1

対象者

自治会及び町内に所在する団体、グループ

(ただし、これまで当事業を活用したことのある団体等は対象外とします)

2

対象事業

- ①世代間交流 ②世代間交流事業 ③人材育成事業 ④コミュニティ育成事業
- ⑤産業創造育成(特産品開発、生産加工等)事業
- ⑥子ども育成事業 ⑦イベント(研修会等含む)開催事業
- ⑧その他町長が特に認める事業

3

対象経費

補助金の対象となる経費は食糧費等を除いた経費

4

助成率等

補助対象経費の10分の10以内。1事業30万円を上限とします。

5

申請締切・申請方法

平成25年12月13日(金)まで、まちづくり課へ所定の申請書を提出してください。

※申請書提出後、随時審査を行い、予算の範囲内において事業の採択を決定します。

6

スケジュール

申請書
提出

⇒ 審査

⇒ 交付決定

⇒ 事業実施

⇒ 実績報告

7

過去の交付対象事業

- ・子ども育成事業(H20)
- ・銘木保存と伝承事業(H21)
- ・カップリング事業(H21)
- ・特産品開発・生産加工等に関わる調査研究事業(H22)
- ・防災意識向上事業(H24)

など

■問合せ先

川西市まちづくり課 地域づくり推進室

TEL: 42-5513 FAX: 42-2110

E-mail: machizuku@town.kawanishi.yamagata.jp